

令和8年度 国立市の介護保険料のお知らせ

介護保険制度とは

介護保険制度とは、加齢に伴って生ずる身体機能のおとろえや認知症などにより介護を必要とする高齢者を、社会全体で支える仕組みです。介護が必要な状態になっても、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいて、さまざまな介護サービスを受けられるようになります。みなさまに納めていただく介護保険料は、介護サービスを提供するための大切な財源となりますので、介護保険制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

介護保険料の算出方法

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護保険事業計画期間の介護サービス利用見込量（総費用）や65歳以上の方の人数によって算出しますので、市区町村ごとに異なります。保険料は、各市区町村における介護サービスの利用量が増加すれば上がり、利用量が減れば下がることになります。

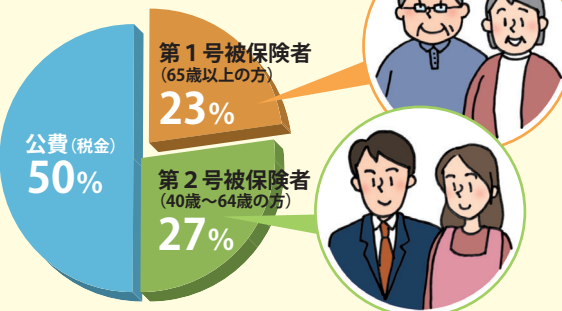
介護保険料 基準額

令和6年～令和8年に係る
介護サービス利用見込量
（総費用）

65歳以上
負担分
23%

国立市に住む
65歳以上の人数

保険給付費の財源構成



みなさまの保険料が介護保険制度を支えています

介護保険の財源は、40歳以上の方が納める保険料と公費（税金）でまかなわれています。そのうち、65歳以上の方（第1号被保険者）が負担する保険料は、全体の23%です。

基準額 77,600円（年額）

第1号被保険者（65歳以上の方）

介護保険料は、毎年7月に介護保険料納入通知書で通知します。納付方法については、3ページをご参照ください。

基準額 × **調整率** = **保険料額（年額）**
（2ページ参照）

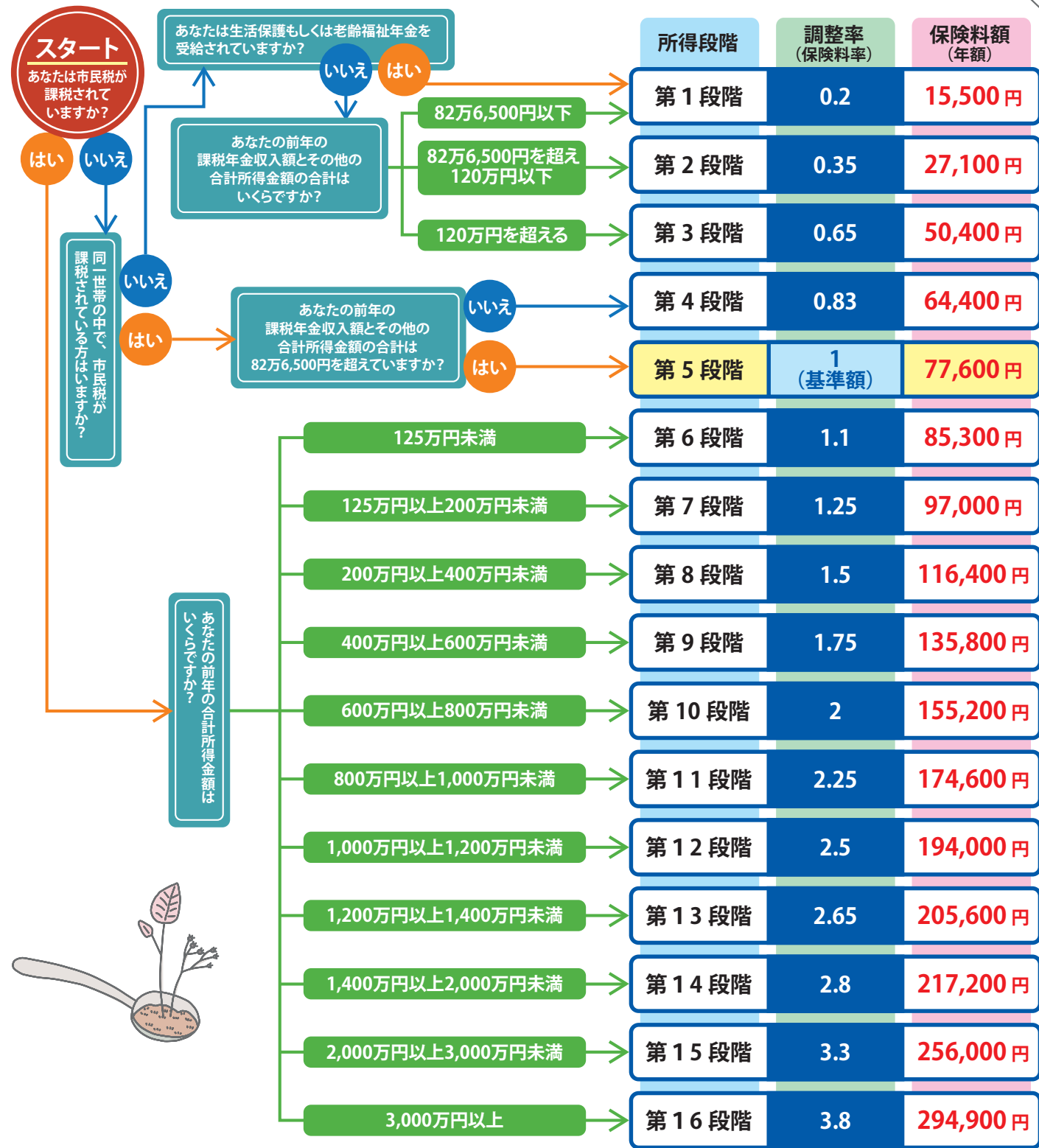
※65歳になった場合は、資格がある月は誕生日の前日が属する月から翌3月まで、国立市に転入した場合は、資格がある月は転入した月から翌3月までです。

第2号被保険者（40歳から64歳までの方）

介護保険料は加入している医療保険の保険料に含まれています。

あなたの介護保険料は？

令和6～8年度の国立市の介護保険料は、所得などに応じて16段階のいずれかに決定されます。下の図を見ながら「はい」「いいえ」で矢印をたどっていくと、あなたの保険料額がわかります。



- 世帯状況は、その年度の4月1日時点の世帯員構成で判断します。年度途中に65歳になったり、転入した方は、資格取得日で判断します。
- 「課税年金収入額」…国民年金、厚生年金や共済年金などの公的年金の年間受給額です。遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。
- 「その他の合計所得金額」（第1段階～第5段階）…合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得（租税特別措置法第41条の3の3第2項に該当する場合は所得金額調整控除前の金額）から10万円を控除した金額を用います。（控除後の金額が0円を下回る場合は0円とします）。
- 「合計所得金額」（第6段階～第16段階）…年金や給与などの収入金額からそれぞれの必要経費に相当する金額を控除した所得金額の合計で、所得控除（扶養控除や医療費控除等）や損失の繰越控除をする前の金額を用います。分離所得も含まれます。
- また、土地・建物の売却等に係る特別控除額がある場合には、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除後の金額を用います。
- 第1段階～第3段階の方には公費負担による軽減措置がとられ、介護保険料が軽減されています。
- 令和8年1月1日に国立市に住民票がない等、所得が不明な方は、**介護保険料が、第1段階（世帯員の中で市民税が課税されている方がいる場合は第4段階）で算定されます。ただし、転入前の市区町村への所得照会に結果、所得等が判明し、所得段階が変更となる場合は賦課期日に遡り、再算定されます。**

介護保険料の納付方法

介護保険料は、特別徴収（年金天引き）、または普通徴収（納付書払い・口座振替）により納付します。

特別徴収

年金天引きで納付します

対象者：年金が年額18万円以上の方

介護保険法第135条により、**介護保険料は原則特別徴収されます。申し出による変更はできません。**

- ※以下の方等は、年金が年額18万円以上でも普通徴収となる場合があります。特別徴収になる（年金天引きが開始・再開する）際、改めて通知いたします。
- ・年度途中に介護保険料が変更になった方
- ・年度途中に他の市区町村から転入した方
- ・年度途中に65歳になった方

普通徴収

納付書や口座振替で納付します

対象者：年金が年額18万円未満の方、年金を受給していない方

納付書裏面に記載のある、**コンビニエンスストア（以下コンビニ）、金融機関窓口、郵便局窓口にて納付**できます。ただし、納期限の過ぎた納付書はコンビニではご使用できません。納期限後にコンビニで納付を希望される方は、コンビニで取り扱い可能な納付書を再発行いたしますので、当係までご連絡ください。
口座振替の申し込みをすると納期限日に口座引落で納付されます。申し込み方法等は4ページをご参照ください。

令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の特例措置について

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へと引き上げられました。介護保険制度では3年ごとの介護保険事業計画に基づいて、介護保険料を決定していますが、第9期計画（令和6年度～令和8年度）策定時には想定されていなかった税制改正です。このため、介護保険財政への影響を防ぐことを目的に、介護保険法施行令が改正され、令和8年度分の介護保険料を算定する際に税制改正の影響を遮断する特例措置が取られました。

1. 対象者

令和8年の1月1日と4月1日の両日とも国立市に住民票がある方で、**令和7年中に55万1,000円以上190万円未満の給与収入がある方。**

2. 特例措置の内容

- ① 合計所得金額の算定にあたり、給与所得控除の額を税制改正前の水準（控除の最低保障額を55万円とした場合）として計算いたします。合計所得金額には、特例措置後の金額が記載されています。
 - ② 特例措置①後の合計所得金額で、介護保険料の算定上の課税／非課税の判定を行います。そのため、令和8年度の市民税が「非課税」となった場合でも、介護保険料の算定上「課税」とみなす場合があります。
- ※上記②で「課税」とみなされた場合、納入通知書の課税区分は「み課税」と表示されています。

3. 特例除外対応について

令和7年度及び令和8年度とも市民税が「非課税」である方については、特例措置②の対象から除外します。特例除外対応は、自動適用されるため、個別申請は不要です。
※除外された場合、納入通知書の課税区分は「非課特」と表示されています。

